

第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和3年9月16日（木）9時00分～9時35分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、田中穂委員、森本委員

使用者代表委員 田中利明委員、平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、宮地監督課長、今井賃金室長

野口賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 部会長・部会長代理の選出

(2) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会の運営について

(3) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について

(4) その他

ア 今後の日程について

5 資料目次

(1) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会委員名簿

(2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程

(3) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

- (4) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書（写）
- (5) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）
- (6) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金適用事業場数・労働者数
- (7) 年度別最低賃金改正一覧表
- (8) 鳥取県の最低賃金（鳥取労働局作成リーフレット）
- (9) 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況
- (10) 2020年工業統計調査（令和2年6月1日調査）速報集計結果
- (11) 消費者物価指数（全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数、鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移（鳥取市・全国））
- (12) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県）
- (13) 鳥取県内の雇用情勢（令和3年7月）
- (14) 最近の雇用失業情勢（令和3年7月）
- (15) 鳥取県の経済動向（鳥取県）（令和3年9月）
- (16) 鳥取県内の経済情勢（財務省中国財務局鳥取財務事務所）（令和3年8月）
- (17) 鳥取県の経済動向（R3.4～R3.9）、鳥取県内の経済情勢（R3.4、R3.8）
- (18) 鳥取県企業経営者見通し調査（鳥取県）（令和3年第3回）

6 議事内容

○野口賃金室長補佐 おはようございます。ただ今から第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はお忙しい中を御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、使用者代表委員である平木委員の御到着が遅れているようですけれども、間もなく到着されると思います。ただ今、9名の委員のうち8名の委員に御出席いただいております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数を満たしておりますので、本専門部会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の専門部会は、傍聴希望の申出はありませんでした。

本日は第1回目の専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

なお、各委員の紹介をさせていただきたいのですが、時間の関係もありますので、各委員につきましては資料の1ページ、資料ナンバー1の委員名簿にて御確認をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。まず、議事の1番目の部会長及び部会長代理の選出でございます。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。選挙の方法につきましては、慣例により、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しておりますが、本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、部会長及び部会長代理について、御推薦いただけますでしょうか。

石川委員、お願いします。

○石川委員 これまでの多くの経験等を踏まえまして、部会長を佐藤委員、そして部会長代理を中野委員にお願いできたらと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○野口賃金室長補佐 ありがとうございます。

ただ今、部会長に佐藤委員、部会長代理に中野委員を御推薦いただきましたが、御異議無ければ御承認いただいたということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。全員の承認を頂きましたので、佐藤委員に部会長を、中野委員に部会長代理をお願いします。それでは、プレートの準備をお願いします。

それでは、佐藤部会長、中野部会長代理に御挨拶を頂きます。

初めに、佐藤部会長、お願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。本審の会長に引き続きまして、部会長を引き受けさせていただきます。よろしく申し上げます。

○中野部会長代理 部会長代理に推薦いただき、引き受けることになりました中野と申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○野口賃金室長補佐 ありがとうございます。

それでは、佐藤部会長、この後の議事進行につきまして、よろしく申し上げます。

○佐藤部会長 それでは、今、議事の1番目が終わりましたので、2番目、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の運営について、事務局から審議会及び議事録の公開、議事録の署名等についての説明をお願いします。

○今井賃金室長 専門部会及び議事録の公開、議事録の署名等につきましては、本審と同様に、専門部会は公開し、議事録も個人、団体名など個人情報に係るものを除き公開の取扱いとし、議事録の確認及び署名委員に関しては、部会長及び部会長が指名した委員2名が署名していただくことでよろしいか、御確認をお願いいたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

今、説明がありましたが、何か御意見、御質問等がありましたらお願いします。特にございませんか。

では、本審と同様の取扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、本審と同様の取扱いとさせていただきます。

議事録の署名につきましては、労働者側を代表する委員として河村委員、使用者側を代表する委員として宮城委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○河村委員 はい。

○宮城委員 承知しました。

○佐藤部会長 では、議事の3番目、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議ということで審議に入りたいと思います。

では、事務局から本日配付の各種資料についての説明をお願いします。

○今井賃金室長 お配りしております資料を説明させていただく前に、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議についての留意事項を4点、御説明させていただきたいと思えます。

1点目は、鳥取地方最低賃金審議会におきましては、特定最低賃金の必要性の有無に関しましては、各業界の方を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議を行うこととしており、今年も専門部会を設置して審議を行うこととなります。

2点目といたしましては、必要性の有無につきましては、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用が行われていないということでございます。要するに、専門部会におきまして、議論が全会一致に至らない場合は、必要性が認められない旨の専門部会報告を本審に出していただき、本審において必要性の有無を判断し、答申をしていただくこととなります。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約等における賃金の最低額が、当該特定最低賃金を引き上げることができる上限の額となります。

ただ今、上限額の説明を申し上げましたが、4点目といたしまして、下限額について申し上げます。最低賃金法第16条において、決定又は改正される特定最低賃金額は地域別最低賃金額を上回るものでなければならない旨、定められております。よって、改正決定の必要性有りの決議に達した場合、本審で専門部会報告を行い、答申、諮問を経て、当該専門部会において金額審議を行うこととなりますが、金額は未定ですけれども、地域別最低賃金821円を1円以上の引上げを行うという御了解を頂いたということになりますので、御理解いただければと思います。

それでは、お配りしております資料により、申出以降の状況について簡単に御説明申し上げます。資料の3ページに資料ナンバー2といたしまして、審議会運営規程、5ページに資料ナンバー3といたしまして、専門部会運営規程がございます。

資料の9ページの資料ナンバー4が鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書（写）でございます。御覧のよう、7月16日に申出がございまして、同日受理したものでございます。申出は労働協約ケースでございます。申出において、労働協約による最も低い賃金額は時間額834円でございます。この申出を受けまして、資料の13ページにございます資料ナンバー5のとおり、7月21日に鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会会長に改正決定の必要性の有無について諮問いたしました。

諮問の後、資料の17ページの資料ナンバー7及び資料の19ページの資料ナンバー8のとおり、時間額821円、令和3年10月6日発効で、鳥取県最低賃金額の改定が決定いたしました。以上でございます。

〔平木委員着席〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。

今、御説明いただいたところでありますけれども、鳥取県の最低賃金額が821円に改正することとなりましたが、仮に今回、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性有りとなった場合は、改正額は822円以上になります。また、改正決定の必要性無しとなった場合は、各種商品小売業最低賃金と同様に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額は現在809円ということですのでけれども、地域別最低賃金額821円を下回り、地域別最低賃金額である821円が適用されます。この点について、何か御質問、御意見等がありますでしょうか。無いでしょうかね。

では、改正決定の必要性について、労働者側、使用者側、双方から意見を述べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（河村委員が挙手）

河村委員、お願いします。

○河村委員 それでは、労働者側から改正決定の必要性の有無についての発言をさせていただきます。私どもの方からは、当然この申出を行わせていただいた関係もございまして、改正決定の必要性有りということをお確認いただいた上で、今後の専門部会の中で労使のイニシアティブを発揮しながら、労使双方の主張や考え方といったところも議論させていただきながら建設的な御議論の上、賃金を決定していきたいと思っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

使用者側、御意見ありますか。

○宮城委員 地域別最低賃金が29円引上げになりましたが、今回必要性があるかどうかという問題で、元々の考えとしては、目安の28円自体が非常に疑問を持っておりますので、本来であれば必要性無しと回答したいのですが、労働協約による申出書も出ておりますし、審議せずに拒絶するというのは、やはり審議にもとると思っております。ただ、そうなりますと、822円以上になることが確定するわけですから、その辺のところも踏まえて、各委員の意見を聞いてみたいと思っております。よろしいですか。

○佐藤部会長 では、双方別々に協議をされてから、再度意見を発言されるということでしょうか。

○宮城委員 いや、今、御意見を少し伺いたいということです。

○佐藤部会長 では、平木委員。

○平木委員 私の持論なのですが、鳥取県で特定最低賃金が必要なかどうか。県の最低賃金と電機業界の最低賃金の差が設けられるような状況ではない。要するに、昔は県

内の電機業界を牽引するような大きな会社があって、人件費等についてもそれなりに評価はされていたのでしょけれども、今、そのような会社も撤退されましたし、非常に厳しい状態にある中で、私は、地域別最低賃金と特定最低賃金を分ける必要が無いと思っています。

例えば、この度、鳥取県最低賃金が29円上がりました。国の方も最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すという方針を出していましたから、発注者側に対しては下請を評価してお金を払いなさいということをおっしゃられますけれども、例えば、うちも日本を代表する重電メーカーさんと取引をしていますが、そういう方針が出ていますから、うちの人件費を上げてくれませんかと言ったら、何を言っているのだという話です。国の方針もあるかもしれませんが、例えば、そのメーカー自体がこのコロナのこともあって、海外の生産拠点も、どこもまともに動いていない、まともに物が入ってこない、鉄や銅や様々な素材の値上がりもあるというように、発注する側も収益率がどんどん厳しい状態になっている中で、外注の人件費を5%、7%上げるというようなことはできるわけがないだろうという話がどこからも出てくるのです。そのような中で、鳥取県においても、地域別最低賃金と特定最低賃金を区別して、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金だけが地域別最低賃金よりも何十円も高いというような状況を作ることができるわけがないと思っています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

田中利明委員、お願いします。

○田中利明委員 厳しいという状況については、先ほど平木委員の方からさんざん言っていたいただきましたが、私は、今回、要は地域別最低賃金が上がったことに対して、我々のこの専門部会の意義というものをもう一度見詰め直す必要があるのではないかと思います。経営者側はしんどいのはしんどいのです。ただ、この議論をするということについて、将来的なことを考えて、もっと前向きな議論ができて、来年、再来年につなげられるような、今年は、そういった場でありたいなと思っています。労働者側もそうですし、使用者側もそうですし、そういったことを少しずつ積み上げていくことで、それが5年後、10年後、鳥取県の最たる経営状況や企業の姿になっていくのではないかなと思っていますので、ぜひ前向きに今回は取り組んでいけたらなと思っていますので、期待しております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、労働者側、何かご意見はありますか。

田中穂委員、ありませんか。

○田中穂委員 今、建設的な御意見を頂いて感銘いたしました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

森本委員は何かご意見ありませんか。

○森本委員 無いです。

○佐藤部会長 無いですか。

では、労働者側の方からは、改正決定の必要性有りということで、使用者側の方も改正決定の必要性有りということでしょうかね。

○宮城委員 審議を拒絶するつもりはございませんので。ただ、それぞれの委員の言われたことを私も肝に銘じて審議に携わりたいと思っています。以上です。

○佐藤部会長 それでは、皆さんの御意志を確認したいので、改正決定の必要性有りという方は挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○佐藤部会長 それでは、全会一致で必要性有りということになりました。事務局の方で専門部会報告書の作成をお願いします。

○今井賃金室長 では、5分ほど時間を頂いてよろしいでしょうか。

○佐藤部会長 それでは、25分まで休会とさせていただきます。

〔休 会〕

○佐藤部会長 それでは、専門部会を再開いたします。

では、事務局の方から報告書（案）の読上げをお願いいたします。

○今井賃金室長 それでは、読み上げいたします。

案、令和3年9月16日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和3年7月21日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当専門部会の委

員は下記のとおりである。

記といたしまして、委員の皆様のお名前を挙げておりますが、御覧いただきまして御確認いただき、読上げを省略いたします。

次ページには、審議の経過を記載してございますが、御覧いただきまして御確認いただき、読上げを省略いたします。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、ただ今読み上げていただきました報告書（案）の内容を専門部会報告として本審に報告させていただくことについて、よろしいでしょうか。

○宮城委員 1点だけ、いいでしょうか。

○佐藤部会長 では、宮城委員。

○宮城委員 今日の資料の9ページの申出書なのですが、特定最低賃金の場合、いわゆるそれに関連する従業員の方のおおむね3分の1以上という数字が一応基本になっておりまして、今回30.7%ということで、おおむね3分の1以上ということなのですがけれども、実際の数字から言うと、8,214人の3分の1ということになると2,738人で、200人以上の開きがあるわけですね。それで、資料の15ページを見ていただくと、人数の推移がありまして、令和2年から令和3年にわたって増えている、この部分で未達部分が増えたということもあると思うのですがけれども、次回、申出書を提出していただく場合には、おおむね3分の1というのをできる限り守っていただきたい。ひょっとしたら労働協約の中に入っていない企業で、最低賃金を下回る事業所があるかもしれません。それが労働協約の中に入って、組合の方に入ってくるとなると、改正決定の必要性無しというような大きな問題になりますので、人数について今回は30.7%ということで令和3年度は増えているということで了解しましたけれども、次回については、このおおむね3分の1という数字を、より意識して対応していただければと思っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

事務局の方、お願いします。

○河村委員 いいですか。

○佐藤部会長 では、河村委員、お願いします。

○河村委員 先ほど宮城委員から御指摘を頂いたことはそのとおりだと思います。今回、3分の1ということで、厳密に言えば3分の1の33.3%を下回っているということになっております。原因としては、我々の構成組織の人員がおおむね減っている、減少傾向

にあるというのが大きな理由でありますし、この適用労働者の増加というのも大きな要因の一つになっております。こういったこともありまして、この適用労働者数の厳正な設定をお願いしたところでありますが、肌感覚で申し上げますと、令和2年から令和3年、適用労働者が増員という、しかも500人強増員という、そういった感覚が無いというのが私たちの感覚だったからです。来年以降は3分の1に届くように努めてまいりたいと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、事務局、御回答をお願いします。

○今井賃金室長 まず、おおむね3分の1についてですが、おおむねですので受理という形を取らせていただきました。適用労働者数につきましては、これは労働局で決めている数字ではなく、総務省の方の事業所センサスで示されている数ということとなります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

このような数字については労働局側ではどうしても無いということでしょうかね。その点についていかがですか。

○河村委員 労働局側でどうしても無いというのは承知をしているのですが、少なくとも大幅に増員したときの要因を明確にしていきたいと思っています。そのような増員が起こった場合には、労働局側から詳細な説明があるという県もございますので、そういったところは、もし必要であれば本省の方に我々の団体経由で申出をさせていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かありますでしょうか。

それでは、次の議事に進みたいと思います。では、議事の4番目、その他ですが、事務局、お願いします。

○今井賃金室長 では、まず専門部会報告を頂きましたので、本日午前10時から開催予定の第530回鳥取地方最低賃金審議会では部会長から専門部会報告を行っていただきます。その後、審議会会長から労働局長宛てに答申を行っていただき、鳥取労働局長から審議会会長宛てに改正決定の諮問が行われましたら、第2回以降の専門部会を開催していただき、金額審議を行っていただくこととなります。2回目の開催日程について、資料等、ただ今お配りをさせていただきたいと思います。

ただ今お手元にお届けいたしました資料は、1枚目が日程（案）、2枚目は参考資料として全体の審議の予定を図にしたものとなっております。

そのほか、本日配付した資料のうち、御説明を行わなかった資料について、若干説明をさせていただきます。

[資料説明]

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今説明いただいた点について、何か御質問、御意見等ありますでしょうか。無いでしょうかね。

では、特になければ、本日の専門部会を終了したいと思います。引き続き本審がありますので、よろしくお願ひします。

署名

部会長

委員

委員